

上五島高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は１６時間未満とすること」が望ましい。（公益財団法人 日本スポーツ協会）

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン



県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたり心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・中学校から継続して取り組める競技及び、その他の競技を設置している。
- ・卒業生や競技団体と連携することで、部活動の意義について地域や保護者からの理解・協力を得ている。
- ・地域の体育的行事に、学校体育施設を開放するなど、協力している。

【施設等の使用状況】

- ・新上五島町の管理下にある体育施設も活用している。

【強化指定等】

- ・特になし

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・全員部活動制を採用し、部活動を通じた基本的生活習慣の確立を目指す。更に、生きる力のもととなる心身ともに健康で逞しい生徒の育成を目標とする。
- ・将来の進路実現を目指し、学校生活の充実に繋げる。

【休養日及び活動時間】

- ・活動時間は、週合計の目安を１６時間未満とし、原則として平日は２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とする。島内外での大会や練習試合などを行う場合は、生徒の体調に配慮した活動時間を設定する。また、長時間の活動があった場合は、翌週に休養日を加えるなど、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
- ・長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じたものとする。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ・活動計画を、本校ホームページ上で公開する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・県主催の体育的サポーター派遣事業を活用する。
- ・顧問、担任、養護教諭で情報共有に努め、複数で対応を行なう。特に、専門的知見を有する事案に関しては、保健体育担当の教師や養護教諭と連携し、生徒理解に努め、指導に当たる。

【熱中症等の事故防止について】

- ・生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。特に、熱中症に関しては、熱中症計等を活用して状況に応じた活動を行い、予防・対策に努める。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- ・学校の実態に応じた部活動設置を毎年検討する。
- ・適切に顧問を配置し、生徒・職員双方の負担軽減に努める。